

議案第51号

損害賠償の額を定める件

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月22日提出

摂津市長 森 山 一 正

事故名	事故発生状況	損害賠償の相手方	損害賠償の額	過失割合
公用自動車による車両破損事故	令和3年2月5日（金）午後6時0分頃、摂津市鳥飼本町三丁目127番地先、市道鳥飼八防鳥飼上線において、公用軽自動車が、右折の際に対向車線を直進する相手方車両と衝突し、当該車両を破損させたもの。	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	839,456 円	本市 80% 相手方 20%